

No. 20033

お客様各位

2021年1月からの日本航空における危険物取扱について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

2021年1月1日発効の IATA 危険物規則書第 62 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、お客さまからのお問い合わせが多いと考えられるリチウム電池に係る変更点を中心に、弊社での危険物取扱において変更となる点について下記のとおりお知らせいたします。

今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. リチウム電池に係る規則の変更について

① Section II のリチウム電池の航空運送状 (AWB) への記述

Section II のリチウム電池については、DGR61 版まで一つの包装基準ごとに一つの記述を AWB に対して為すように求められていましたが、DGR62 版より AWB が複数の包装基準を対象とする場合、複数の包装基準を一つの記述にまとめても良いことになりました。

【AWB 記載例】

- a) Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966 and PI967
- b) Lithium ion and lithium metal batteries in compliance with Section II of PI965 and PI968, Cargo Aircraft Only

※弊社旅客便では Cargo Aircraft Only (CAO) 危険物の輸送はできません。

② リチウム電池マークの最小サイズ及び形状

リチウム電池マークは従来長方形のみ認められていたところ、正方形も認められることとなりました。又、最小サイズを、DGR61 版では縦 110mm、横 120mm としていたところ、縦 100mm、横 100mm に変更しました。更に、包装物が小さい場合のリチウム電池マークの最小寸法を、DGR61 版では縦 74mm、横 105mm としていたところ、縦 70mm、横 100mm に変更しました。



★UN 番号を表示

★★追加の情報を得るための電話番号を表示

備考：DGR61 版に示されている縦 110mm、横 120mm を最小寸法とするリチウム電池マークは継続して使用しても良い。

③荷主によるリチウム電池マークの ULD への貼付要件の撤廃

機器同梱 (包装基準 966,969)、及び機器組み込み (包装基準 967,970)の Section II のリチウム電池については、DGR9.1.4.1 で荷主によるコンテナ・パレット等の ULD への積み付けが認められています。弊社便でこのような形で輸送する場合、弊社は荷主に対して ULD の外側にリチウム電池マークを再表示するように求めていましたが、2021 年 1 月 1 日からリチウム電池マークの再表示を求めないことといたします。なお、この規定は IATA 規定ではなく、JAL が独自の規則として定めていたものを撤廃するものです。

2. 危険物申告書を必要とする危険物の AWB へ記入する文言の変更

危険物申告書を必要とする危険物と一緒に輸送される航空運送状 (AWB) の取り扱い情報欄に記入すべき文言が、“危険物申告書添付” 又は “危険物を含む” から “危険物を含む” のみに変更された。(下線部分に変更箇所)

危険物を含む	内容品	個 数
	化学薬品	1
	重 量	運賃適用重量
	10.0 kgs	10.0 kgs
	荷印・寸法・使用ULD NO.	0. バラ搬入. 1. 二次電池が搬入

なお、“危険物申告書添付” の記載は 2022 年 12 月 31 日まで使用できます。

3. 非危険物の冷却材として使用される Dry ice の危険物申告書を用いての申告

非危険物の冷却材として Dry ice を使用する場合、従来は AWB による申告しか認められていなかったところ、DGR62 版から危険物申告書を用いての申告も可能となりました。

ただ、1 件の AWB で AWB 申告・危険物申告書による申告が混在すると、内訳がわかりにくくなりますので、可能な限り一つの申告方法にまとめていただきますようお願いいたします。

NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS						
Dangerous Goods Identification				Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization
UN or ID No.	Proper Shipping Name	Class or Division (Subsidiary hazard)	Packing Group			
UN1845	Dry ice	9		3 Fibreboard boxes x 5kg		

4. その他

前述の変更点 1 を反映して、「リチウム電池の取り扱い一覧表」を改定いたしましたので、ご参照願います。

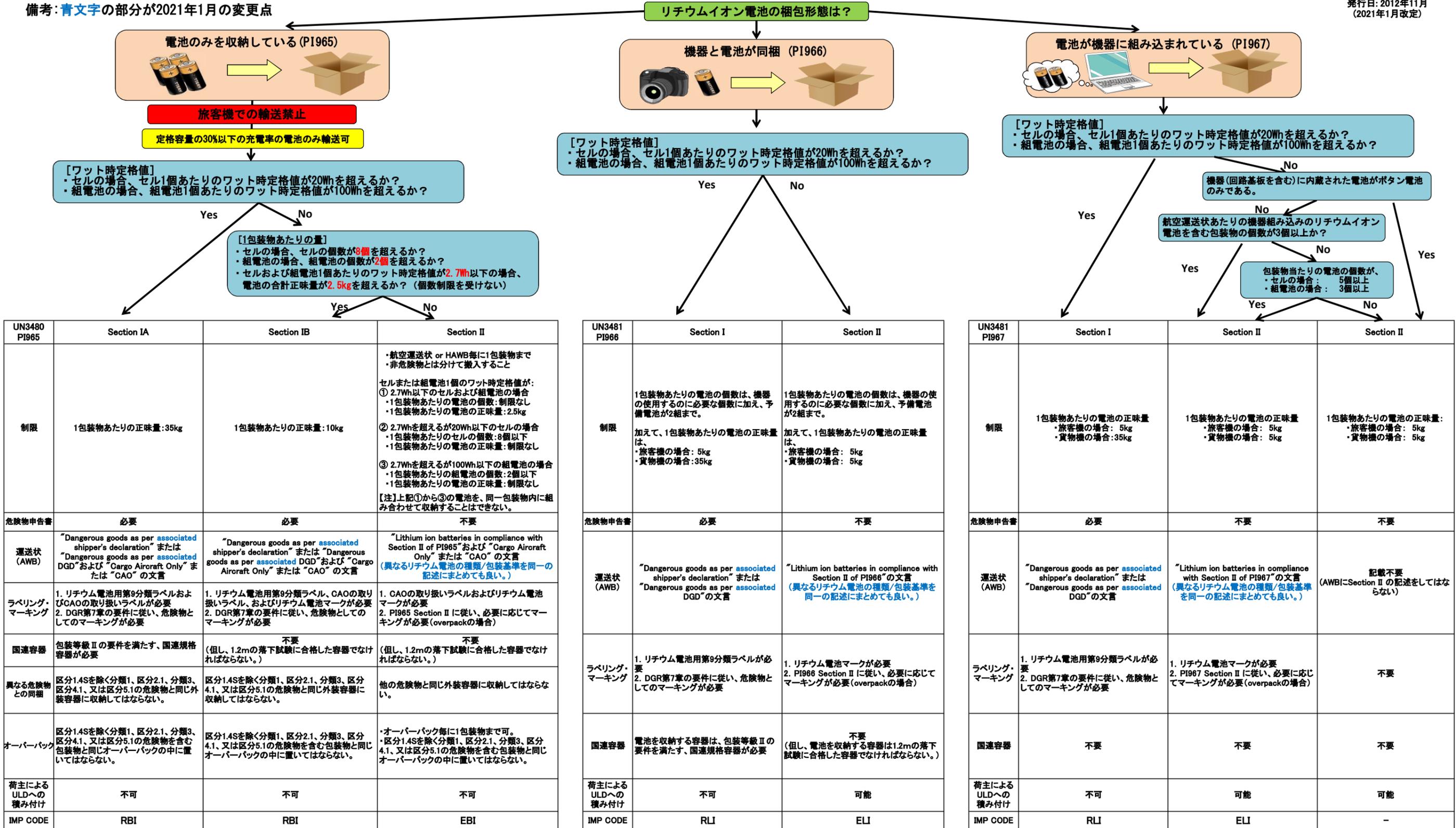
以上

[別添]

添付-1: リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2: リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

備考: 青文字の部分が2021年1月の変更点



UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1 包装物あたりの正味量: 35kg	1 包装物あたりの正味量: 10kg	<ul style="list-style-type: none"> 航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで 非危険物とは分けて搬入すること セルまたは組電池1個のワット時定格値が: <ul style="list-style-type: none"> ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりの電池の個数: 制限なし 1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> オーバーパック毎に1包装物まで可。 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可
IMP CODE	RBI	RBI	EBI

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1 包装物あたりの電池の個数は、機器の使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1 包装物あたりの電池の個数は、機器の使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI966 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLI	ELI

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1 包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1 包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1 包装物あたりの電池の正味量: ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWBにSection II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI967 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLI	ELI	-

【備考1】携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー) や Smart Luggage (リチウム電池を内蔵・装着した手荷物) については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準965が適用される。

【備考2】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。

備考: 青文字の部分が2021年1月の変更点

リチウム金属電池の梱包形態は？



旅客機での輸送禁止



[リチウム金属の含有量]
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総量2gを超えるか？

[リチウム金属の含有量]
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総量2gを超えるか？

[リチウム金属の含有量]
・セルの場合、セル1個あたりのリチウム金属含有量が1gを超えるか？
・組電池の場合、組電池1個あたりのリチウム金属含有量が総量2gを超えるか？

[1包装あたりの量]
・セルの場合、セルの個数が8個を超えるか？
・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか？
(セルまたは電池の個数に関わらず、セルおよび組電池1個あたりのリチウム金属含有量が0.3g以下の場合には" No "を選択)

UN3090 PI968	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装あたりの正味量: 35kg	1包装あたりの正味量: 2.5kg	<ul style="list-style-type: none"> 航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで 非危険物とは分けて搬入すること リチウム金属の含有量が: ① 0.3g以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 0.3gを超えるが1g以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 0.3gを超えるが2g以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI968" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよび CAOの取り扱いラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI968 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
異なる危険物との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> オーバーパック毎に1包装物まで可。 区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可
IMP CODE	RBM	RBM	EBM

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を使用するのに必要な個数に加え、予備電池が2組まで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI969 Section III に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能
IMP CODE	RLM	ELM

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合: 12g以下 ・組電池の場合: 500g以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per associated shipper's declaration" または "Dangerous goods as per associated DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970" の文言 (異なるリチウム電池の種類/包装基準を同一の記述にまとめても良い。)	記載不要 (AWBに Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要 2. PI970 Section III に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能	可能
IMP CODE	RLM	ELM	-

【備考1】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。